

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	長崎振興局	管理部 総務課	H21.4.1	燃料類売買単価契約	・ガソリン 105円/ℓ ・軽油 98円/ℓ (税別)	長崎市元船町2-8 長崎県石油協同組合 理事長 松本 博	平成21年度地方機関再編により下記機関が統合され長崎振興局となる。 ・長崎土木事務所(17台)長崎市大橋町 ・長崎県税事務所(6台)長崎市勝山町 ・西彼保健所(14台)長崎市滑石 ・県央水産業普及指導センター(4台)長崎市多以良町 公用車台数計41台 給油について、上記の各機関周辺(4地区)のガソリンスタンドでなければ、給油の利便性・安全性は図れない。 1業者で4機関周辺にガソリンスタンドを配置し広範囲に給油できるのは、長崎県下に500もの給油所をもつ長崎県石油協同組合以外に見あたらないため。	第167条の2 第1項 第2号
2	長崎振興局	建設部 道路建設課	H21.4.1	一般国道202号橋梁補修工事(監督補助業務委託)	1,785,000	大村市池田2丁目1311番地3 財団法人長崎県建設技術研究センター 理事長 城下 伸生	公共工事は、良質な社会資本の整備を通じて豊かな国民生活の実現及びその安全性の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることから、品質確保に努めなければならない。そのためには、適正な施工の確保、工事管理及び工物品質の確保を図るための適切な工事監督が求められている。県職員以外でこれらの業務を円滑に行うことができるのは、以下の事項を全て満たす(財)長崎県建設技術研究センター以外に見当たらないため、随意契約を行うものである。1. 品確法第15条第1項に該当する以下のことを満足する者であること。 発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること。 法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること。その他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること。2. 品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する以下のことを満足できる者であること。 公共工事を発注する地方公共団体等に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等 3. 「公共工物品質確保に関する九州連絡協議会」が認定する公共工物品質確保技術者を保有し、法令遵守、中立や公正さ及び守秘義務などの倫理が確保された技術者を配置できる者であること。 4. 県が発注する公共工事の発注関係事務の受託の経験・実績が豊富であり、また、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること	第167条の2 第1項 第2号
3	長崎振興局	建設部 道路建設課	H21.4.1	一般県道深堀三和線外1線道路改良工事(監督補助業務委託)	15,435,000	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研究センター 理事長 城下 伸生	公共工事は、適正な施工の確保、工事管理及び工物品質の確保を図るための適切な工事監督がもとめられているが、県職員以外でこれらの業務を円滑におこなうことができるのは、当法人以外に見あたらないため。	第167条の2 第1項第2項
4	長崎振興局	建設部 道路建設課	H21.4.1	一般県道伊王島香焼線道路改良工事(監督補助業務委託)	14,490,000	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研究センター 理事長 城下 伸生	公共工事は、適正な施工の確保、工事管理及び工物品質の確保を図るための適切な工事監督がもとめられているが、県職員以外でこれらの業務を円滑におこなうことができるのは、当法人以外に見あたらないため。	第167条の2 第1項第2項
5	長崎振興局	建設部 道路建設課	H21.4.1	主要地方道野母崎宿線道路改良工事(監督補助業務委託)	16,065,000	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研究センター 理事長 城下 伸生	公共工事は、適正な施工の確保、工事管理及び工物品質の確保を図るための適切な工事監督がもとめられているが、県職員以外でこれらの業務を円滑におこなうことができるのは、当法人以外に見あたらないため。	第167条の2 第1項 第2号
6	長崎振興局	建設部 道路建設課	H21.4.1	一般県道伊王島香焼線道路改良工事(仮橋工)	38,062,500	長崎市梁川町15番12号 株式会社 中嶋組 代表取締役 中島圭代	本工事は一般県道伊王島香焼線道路改良工事(伊王島大橋下部工その2)により設置した架橋を契約済みである取付高架橋上部工工事においても引き続き使用するため、賃料及び損料を支払い、定期的な保守点検をおこなうものであり、本仮設構造物の所有権が当業者にあるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
7	長崎振興局	建設部 道路建設課	H21.8.21	一)伊王島香焼線橋梁整備工事(航行安全 対策検討業務委託)	1,802,850	株式会社 西日本流体技研 代表取締役 松井 志郎	伊王島大橋の架橋工事の実施においては、大中瀬戸を航行する船舶の航行安全確保に関する海事関係者との協議が不可欠である。本業務は工事着手前に、工事中における航行船舶の安全確保対策について検討するとともに関係者と協議を行うものであり、業務実施には長崎県内の航路の状況及び船舶の航行に関する豊富な知識と操船に関する高度な技術を有する必要がある。当社は、九州で唯一、航行船舶調査から操船シミュレーション設計まで実施する特殊な技術、設備を有し操船技術に精通するとともに県内の航路について熟知しており、本業務と同様の業務を本橋、鷹島肥前大橋等で実施していることから、業務に関する十分な実績と経験を有している。また、本業務について他には県内に履行可能な業者が見あたらないため。	第167条の2 第1項 第2号
8	長崎振興局	建設部 道路維持課	H21.4.1	主要地方道長崎南環状線道路維持補修委 託(長崎南環状線交通管理)	6,247,500	長崎市元船町17-1 長崎県道路公社 理事長 藤井 健	高度な管理を必要とする女神大橋の有料区間を管理する長崎県道路公社に委託区間と一体として同等の管理を行わせるため。	第167条の2 第1項第2項
9	長崎振興局	建設部 道路建設課	H21.4.28	一般県道深堀三和線 道路改良工事 (監督補助業務委託)	14,175,000	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研究センター 理事長 城下 伸生	公共工事は、適正な施工の確保、工事管理及び工品質量の確保を図るための適切な工事監督がもたれているが、県職員以外でこれらの業務を円滑におこなうことのできるのは、当法人以外に見あたらないため。	第167条の2 第1項第2項
10	長崎振興局	建設部 道路維持課	H21.4.1	一般国道202号駅前エレベーター保守点検 委託	1,650,600	福岡市博多区住吉1丁目2番 25号 三菱ビルテクノサービス 株式会社 九州支 社 役員理事支社長 小田 貢	当該施設の点検に必要な機材、技術(者)を有する業者が他にないため。	第167条の2 第1項 第2号
11	長崎振興局	建設部 道路維持課	H21.4.24	一般県道長与大橋町線電線共同溝整備工 事(通信系引込管路)	16,475,550	福岡市博多区東比恵2丁目3番7号 エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社 九 州支店 支店長 今村淳一	本工事は新電線類地中化計画により電線共同溝の整備区間であり、利用者個々への電線管路の敷設のうち、官地部を施行するものである。(民地部:電線管理者施工)新電線類地中化計画において、引込管路は、官地部・民地部一体の工事であるため、施工管理及び路面の掘り返しを極力減らす目的から官地部の工事を電線管理者に委託するものである。	第167条の2 第1項 第2号
12	長崎振興局	建設部 道路維持課	H21.6.1	一般県道長与大橋町線電線共同溝整 備工事(通信系引込管路)	6,504,750	福岡市博多区東比恵2丁目3番7号 エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社 九 州支店 支店長 今村淳一	本工事は新電線類地中化計画により電線共同溝の整備区間であり、利用者個々への電線管路の敷設のうち、官地部を施行するものである。(民地部:電線管理者施工)新電線類地中化計画において、引込管路は、官地部・民地部一体の工事であるため、施工管理及び路面の掘り返しを極力減らす目的から官地部の工事を電線管理者に委託するものである。	第167条の2 第1項第2号
13	長崎振興局	建設部 道路維持課	H21.6.29	一般国道206号他5線道路除草 業務委託(その1)	1,965,950	長崎市岡町2-13 (社)長崎市シルバー 人材センター 理事長 古賀 研二	「高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項」の規定により知事の許可を受けた公益法人であることから、定年退職者等高齢者への就業の機会を促し、地域社会の福祉の増進を図る目的から当該業務を(社)長崎市シルバー人材センターへ委託するものである。	第167条の2 第1項第3号
14	長崎振興局	建設部 道路維持課	H21.7.29	一般県道長与大橋町線電線共同溝整備工 事(電力系引込管路)	36,328,460	長崎市城山町3-19 九州電力 株式会社 長崎支店 執行役員長崎支店長 中川 正裕	本工事は新電線類地中化計画により電線共同溝の整備区間であり、利用者個々への電線管路の敷設のうち、官地部を施行するものである。(官地部:電線管理者施工)新電線類地中化計画において、引込管路は、官地部・民地部一体の工事であるため、施工管理及び路面の掘り返しを極力減らす目的から官地部の工事を電線管理者に委託するものである。	第167条の2 第1項第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
15	長崎振興局	建設部 道路維持課	H21.7.29	一般県道長と大橋町線電線共同溝整備工 事(通信系引込管路)	24,983,700	福岡市博多区東比恵2丁目3番7号 エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社 九州支店 支店長 今村淳一	本工事は新電線類地中化計画により電線共同溝の整備区間であり、利用者 個々への電線管路の敷設のうち、官地部を施行するものである。(官地部:電線 管理者施工)新電線類地中化計画において、引込管路は、官地部・民地部一体 の工事であるため、施工管理及び路面の掘り返しを極力減らす目的から官地部 の工事を電線管理者に委託するものである。	第167条の2 第1項第2号
16	長崎振興局	建設部 道路維持課	H21.7.30	一般国道206号 電線共同溝整備工事 (電力系引込管路)	7,803,180	長崎市城山町3-19 九州電力 株式会社 長崎支店 執行役員長崎支店長 中川 正裕	本工事は新電線類地中化計画により電線共同溝の整備区間であり、利用者 個々への電線管路の敷設のうち、官地部を施行するものである。(官地部:電線 管理者施工)新電線類地中化計画において、引込管路は、官地部・民地部一体 の工事であるため、施工管理及び路面の掘り返しを極力減らす目的から官地部 の工事を電線管理者に委託するものである。	第167条の2 第1項第2号
17	長崎振興局	建設部 道路維持課	H21.7.30	一般国道206号 電線共同溝整備工事 (通信系引込管路)	5,465,250	福岡市博多区東比恵2丁目3番7号 エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社 九州支店 支店長 今村淳一	本工事は新電線類地中化計画により電線共同溝の整備区間であり、利用者 個々への電線管路の敷設のうち、官地部を施行するものである。(官地部:電線 管理者施工)新電線類地中化計画において、引込管路は、官地部・民地部一体 の工事であるため、施工管理及び路面の掘り返しを極力減らす目的から官地部 の工事を電線管理者に委託するものである。	第167条の2 第1項第2号
18	長崎振興局	建設部 道路維持課	H21.9.1	主要地方道 神ノ浦港長浦線他1線 橋梁補修工事 (監督補助業務)	5,145,000	大村市池田2丁目1311番地3 財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 城下 伸生	公共工事は、適正な施工の確保、工事管理及び工事品質の確保を図るための 適切な工事監督がもためられているが、県職員以外でこれらの業務を円滑にお こなうことのできるのは、当法人以外に見あたらないため。	第167条の2 第1項第2号
19	長崎振興局	建設部 道路維持課	H21.10.26	一般国道206号 他5線道路除草 業務委託(その3)	1,761,900	長崎市岡町2-13 (社)長崎市シルバー 人材センター 理事長 古賀 研二	「高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項」の規定により知事の 許可を受けた公益法人であることから、定年退職者等高齢者への就業の機会 を促し、地域社会の福祉の増進を図る目的から当該業務を(社)長崎市シル バー人材センターへ委託するものである。	第167条の2 第1項第3号
20	長崎振興局	建設部 道路維持課	H22.2.25	一般県道長と大橋町線他1線交通安全施設 等整備工事(電力系引込管路)	4,393,735	長崎市城山町3-19 九州電力 株式会社 長崎支店 執行役員長崎支店長 中川 正裕	本工事は新電線類地中化計画により電線共同溝の整備区間であり、利用者 個々への電線管路の敷設のうち、官地部を施行するものである。(官地部:電線 管理者施工)新電線類地中化計画において、引込管路は、官地部・民地部一体 の工事であるため、施工管理及び路面の掘り返しを極力減らす目的から官地部 の工事を電線管理者に委託するものである。	第167条の2 第1項第2号
21	長崎振興局	建設部 河川防災課	H21.6.24	水ノ浦(1)地区急傾斜地崩壊対策工事(2工 区)	3,465,000	佐世保市小佐世保町1032-1 まとしま工業(株) 代表取締役 川久保 一	本工事は急傾斜地崩壊対策工事に伴い前年度まで資材搬入・搬出路として使 用した仮設構台を継続使用するものであるが、新規に契約するよりも経済的な こともあり、土木工事標準積算基準書(河川・参考編(-5- -4))により、設 置、撤去までを一体として考え、「原則として、仮設物を設置した請負業者との 随意契約により行う」とされているため。	第167条の2 第1項第2項

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
22	長崎振興局	建設部 河川防災課	H21.6.25	東立神(5)地区急傾斜地崩壊対策工事(用地測量業務委託)	2,117,850	長崎市五島町8-7 (社)長崎県公共嘱託登記 土地家屋調査士協会 理事長 峰 忠彦	社団法人長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「公嘱協会」)は、土地家屋調査士法第63条に基づき、調査士又は調査士法人が、その専門的能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、法務大臣の許可を受けて設立された社団法人である。本件委託業務は、正にこの規定に合致するものである。また、これまでの公嘱協会の実績・貢献は十分評価できるものであり、地方公共団体が委託契約を締結するに当たっては、専門業務の適性、迅速性を求めることが重視されるべきと考える。よって、本件委託契約に関しては、その目的及び内容に照らし、信用、技術、経験等を結合させた公嘱協会と締結することが妥当であり、ひいては、県民の利益増進につながるものと合理的に判断されるため。	第167条の2 第1項 第2号
23	長崎振興局	建設部 河川防災課	H21.6.25	磯道(3)地区急傾斜地崩壊対策工事(分筆登記業務委託)	1,474,200	長崎市五島町8-7 (社)長崎県公共嘱託登記 土地家屋調査士協会 理事長 峰 忠彦	社団法人長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「公嘱協会」)は、土地家屋調査士法第63条に基づき、調査士又は調査士法人が、その専門的能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、法務大臣の許可を受けて設立された社団法人である。本件委託業務は、正にこの規定に合致するものである。また、これまでの公嘱協会の実績・貢献は十分評価できるものであり、地方公共団体が委託契約を締結するに当たっては、専門業務の適性、迅速性を求めることが重視されるべきと考える。よって、本件委託契約に関しては、その目的及び内容に照らし、信用、技術、経験等を結合させた公嘱協会と締結することが妥当であり、ひいては、県民の利益増進につながるものと合理的に判断されるため。	第167条の2 第1項 第2号
24	長崎振興局	建設部 河川防災課	H21.6.26	江川(3)地区急傾斜地崩壊対策工事(用地測量業務委託)	3,027,150	長崎市五島町8-7 (社)長崎県公共嘱託登記 土地家屋調査士協会 理事長 峰 忠彦	社団法人長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「公嘱協会」)は、土地家屋調査士法第63条に基づき、調査士又は調査士法人が、その専門的能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、法務大臣の許可を受けて設立された社団法人である。本件委託業務は、正にこの規定に合致するものである。また、これまでの公嘱協会の実績・貢献は十分評価できるものであり、地方公共団体が委託契約を締結するに当たっては、専門業務の適性、迅速性を求めることが重視されるべきと考える。よって、本件委託契約に関しては、その目的及び内容に照らし、信用、技術、経験等を結合させた公嘱協会と締結することが妥当であり、ひいては、県民の利益増進につながるものと合理的に判断されるため。	第167条の2 第1項第2項
25	長崎振興局	建設部 河川防災課	H21.6.26	宮ノ前(1)地区急傾斜地崩壊対策工事(分筆登記業務委託)	1,830,150	長崎市五島町8-7 (社)長崎県公共嘱託登記 土地家屋調査士協会 理事長 峰 忠彦	社団法人長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「公嘱協会」)は、土地家屋調査士法第63条に基づき、調査士又は調査士法人が、その専門的能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、法務大臣の許可を受けて設立された社団法人である。本件委託業務は、正にこの規定に合致するものである。また、これまでの公嘱協会の実績・貢献は十分評価できるものであり、地方公共団体が委託契約を締結するに当たっては、専門業務の適性、迅速性を求めることが重視されるべきと考える。よって、本件委託契約に関しては、その目的及び内容に照らし、信用、技術、経験等を結合させた公嘱協会と締結することが妥当であり、ひいては、県民の利益増進につながるものと合理的に判断されるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
26	長崎振興局	建設部 河川防災課	H21.7.8	戸町2丁目(6)地区急傾斜地崩壊対策工事 (用地測量業務委託)	2,110,500	長崎市五島町8-7 (社)長崎県公共囀託登記 土地家屋調査士協会 理事長 峰 忠彦	社団法人長崎県公共囀託登記土地家屋調査士協会(以下「公囀協会」)は、土地家屋調査士法第63条に基づき、調査士又は調査士法人が、その専門的能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の囀託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、法務大臣の許可を受けて設立された社団法人である。本件委託業務は、正にこの規定に合致するものである。また、これまでの公囀協会の実績・貢献は十分評価できるものであり、地方公共団体が委託契約を締結するに当たっては、専門業務の適性さ、迅速性を求めることが重視されるべきと考える。よって、本件委託契約に関しては、その目的及び内容に照らし、信用、技術、経験等を結合させた公囀協会と締結することが妥当であり、ひいては、県民の利益増進につながるものと合理的に判断されるため。	第167条の2 第1項 第2号
27	長崎振興局	建設部 河川防災課	H21.7.24	中通地区急傾斜地崩壊対策工事(用地測量 業務委託)	2,995,650	長崎市五島町8-7 (社)長崎県公共囀託登記 土地家屋調査士協会 理事長 峰 忠彦	社団法人長崎県公共囀託登記土地家屋調査士協会(以下「公囀協会」)は、土地家屋調査士法第63条に基づき、調査士又は調査士法人が、その専門的能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の囀託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、法務大臣の許可を受けて設立された社団法人である。本件委託業務は、正にこの規定に合致するものである。また、これまでの公囀協会の実績・貢献は十分評価できるものであり、地方公共団体が委託契約を締結するに当たっては、専門業務の適性さ、迅速性を求めることが重視されるべきと考える。よって、本件委託契約に関しては、その目的及び内容に照らし、信用、技術、経験等を結合させた公囀協会と締結することが妥当であり、ひいては、県民の利益増進につながるものと合理的に判断されるため。	第167条の2 第1項 第2号
28	長崎振興局	建設部 河川防災課	H21.8.17	江川(7)地区急傾斜地崩壊対策工事(用地 測量業務委託)	1,898,400	長崎市五島町8-7 (社)長崎県公共囀託登記 土地家屋調査士協会 理事長 峰 忠彦	社団法人長崎県公共囀託登記土地家屋調査士協会(以下「公囀協会」)は、土地家屋調査士法第63条に基づき、調査士又は調査士法人が、その専門的能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の囀託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、法務大臣の許可を受けて設立された社団法人である。本件委託業務は、正にこの規定に合致するものである。また、これまでの公囀協会の実績・貢献は十分評価できるものであり、地方公共団体が委託契約を締結するに当たっては、専門業務の適性さ、迅速性を求めることが重視されるべきと考える。よって、本件委託契約に関しては、その目的及び内容に照らし、信用、技術、経験等を結合させた公囀協会と締結することが妥当であり、ひいては、県民の利益増進につながるものと合理的に判断されるため。	第167条の2 第1項 第2号
29	長崎振興局	建設部 河川防災課	H21.10.9	土砂災害防止法事前縦覧業務委託	7,350,000	西彼杵郡長与町吉無田郷 464-32 NPO法人 長崎県治水砂防 ボランティア協会 理事長 瓜生 宜憲	県では、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止の推進に関する法律」(以下、「土砂法」という。)に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を進めている。指定に際しては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則」(長崎県規則第62号 平成16年8月31日)により区域の範囲、指定の目的、特別警戒区域内での土地の利用制限や建築物の構造規制等を事前に周知するため、2週間かけて一般へ必要な説明を行う事前縦覧を行っている。 当委託業務は、事前縦覧の中で、当該地区の住民を対象として、公民館等で直接個別に説明を行う業務全般を委託するもので、不特定多数の住民への個別説明として土砂法及び土砂災害に関する相当の知識とともに、適切な行政的対応能力が求められる。そのため、土砂災害対策に関する豊富な経験と知識や住民への行政的な対応経験をもつ会員で構成されるNPO法人治水砂防ボランティア協会との随意契約をいたしたい。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
30	長崎振興局	建設部 河川防災課	H22.1.8	田中赤松(1)地区急傾斜地崩壊対策工事 (分筆登記業務委託)	6,012,300	長崎市五島町8-7 (社)長崎県公共嘱託登記 土地家屋調査士協会 理事長 峰 忠彦	社団法人長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「公嘱協会」)は、土地家屋調査士法第63条に基づき、調査士又は調査士法人が、その専門的能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、法務大臣の許可を受けて設立された社団法人である。本件委託業務は、正にこの規定に合致するものである。また、これまでの公嘱協会の実績・貢献は十分評価できるものであり、地方公共団体が委託契約を締結するに当たっては、専門業務の適性、迅速性を求めることが重視されるべきと考えらる。よって、本件委託契約に関しては、その目的及び内容に照らし、信用、技術、経験等を結合させた公嘱協会と締結することが妥当であり、ひいては、県民の利益増進につながるものと合理的に判断されるため。	第167条の2 第1項 第2号
31	長崎振興局	建設部 ダム室	H21.7.15	本河内低部ダム 施工実績分析評価業務	9,345,000	(財)ダム技術センター 理事長 濱口 達男	本業務の内容においては、(財)ダム技術センターが卓越した専門知識を有し、公的立場で、適切な評価や判断を行うことが可能な唯一の機関であると判断し、下記の事項をすべて満たすことが出来る当機関と随意契約を行うものである。 全国のダム事業において、設計施工に関して、行政的、専門的な立場で評価業務を行っており、ダム工事が困難な箇所や特殊な地形・地質を有する箇所、多数の実績を有している。 ダムに関する調査研究を統一的に行っており、本ダムの有する制約条件や技術的課題に対して、高い技術力や新技術の適用等により適切な対処が可能である。 ダム事業(設計・工事等)において、47都道府県の出資により、設立された法人であることから、公的立場でマネジメント(発注者支援)することが可能である。 なお、財団法人ダム技術センターは、旧建設省が主体となって昭和57年9月、ダム建設を抱える47都道府県の出資により、ダムの建設技術に特化したシンクタンクとして、設立されたものである。行政的な見地による判断が可能であるとともに、実務経験豊富な技術力、専門知識と施工経験、高度な人的資源を生かして全国450箇所の補助ダムのうち、特にダム建設が困難とされた約300以上のダム建設に技術提案や技術評価を行った実績がある。 また、ダム技術に関する調査研究を統一的に行っており、新技術の提案等高度な技術的課題に対して適切な対処が可能である。	第167条の2 第1項第2項
32	長崎振興局	建設部 ダム室	H21.8.3	浦上ダム建設工事 (調査設計総合評価業務委託)	19,320,000	東京都台東区池之端2-9-7 (財)ダム技術センター 理事長 濱口 達男	本業務の内容においては、(財)ダム技術センターが卓越した専門知識を有し、公的立場で、適切な評価や判断を行うことが可能な唯一の機関であると判断し、下記の事項をすべて満たすことが出来る当機関と随意契約を行うものである。 全国のダム事業において、設計施工に関して、行政的、専門的な立場で評価業務を行っており、ダム工事が困難な箇所や特殊な地形・地質を有する箇所、多数の実績を有している。 ダムに関する調査研究を統一的に行っており、本ダムの有する制約条件や技術的課題に対して、高い技術力や新技術の適用等により適切な対処が可能である。 ダム事業(設計・工事等)において、47都道府県の出資により、設立された法人であることから、公的立場でマネジメント(発注者支援)することが可能である。 なお、財団法人ダム技術センターは、旧建設省が主体となって昭和57年9月、ダム建設を抱える47都道府県の出資により、ダムの建設技術に特化したシンクタンクとして、設立されたものである。行政的な見地による判断が可能であるとともに、実務経験豊富な技術力、専門知識と施工経験、高度な人的資源を生かして全国450箇所の補助ダムのうち、特にダム建設が困難とされた約300以上のダム建設に技術提案や技術評価を行った実績がある。 また、ダム技術に関する調査研究を統一的に行っており、新技術の提案等高度な技術的課題に対して適切な対処が可能である。	第167条の2 第1項第2項

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
33	長崎振興局	建設部 都市計画課	H21.4.1	20線都起5-35 浦上川線高架橋建設工事(仮設工)	2,625,000	長崎市新地町5-17 株式会社 上滝 代表取締役 上滝 満	平成18年度浦上川線高架橋建設工事(下部工P10)(工期:平成18年10月4日~平成19年10月10日、施工者:㈱上滝)において設置した仮設橋、仮締切の仮設物は、当該工事完了後も鋼製橋脚架設工事、その後の上部工架設工事で引き続き使用する。 そのため上記工事により賃料契約で設置した仮設物については、工事後の賃料についても支払う必要がある。 土木工事積算資料(平成20年度版 長崎県土木部)によると、存置した仮設物の積算については、原則として仮設物を設置した請負業者との随意契約により行うものとしており、仮設物を設置した㈱上滝と賃料に関する随意契約を行うこととなる。 今回は、平成19年度、平成20年度に随意契約した浦上川線高架橋建設工事(仮設工)に引き続き平成21年度に係る仮設物賃料について、随意契約するものである。	第167条の2 第1項第2号
34	長崎振興局	建設部 都市計画課	H21.4.1	21都起2-1 道の尾駅前線街路改築工事(仮設工)	2,415,000	長崎市新地町5-17 株式会社 上滝 代表取締役 上滝 満	平成19年度道の尾駅前線街路改築工事(工期:平成20年3月19日~平成21年3月28日、施工者:㈱上滝)において設置した仮設橋の仮設物は、当該工事完了後もダイヤパレス葉山の進入口工事完了まで引き続き使用する。 そのため上記工事により賃料契約で設置した仮設物については、工事後の賃料についても支払う必要がある。 土木工事積算資料(平成20年度版 長崎県土木部)によると、存置した仮設物の積算については、原則として仮設物を設置した請負業者との随意契約により行うものとしており、仮設物を設置した㈱上滝と賃料及び撤去工事に関する随意契約を行うこととなる。	第167条の2 第1項第2号
35	長崎振興局	建設部 都市計画課	H21.4.24	滑石町線街路改築工事に伴う用地取得事務委託	10,843,000	長崎市元船町17-1 長崎県土地開発公社 理事長 藤井 健	県土地開発公社は、県の公共用地取得業務を行う専門機関として、設置したもので、損失補償基準、交渉・契約業務に最も精通し安定した用地取得業務が遂行できる。また、用地取得事務(あっせん業務)を他業者へ委託することは、「弁護士法第72条非弁護士法律事務の取扱等の禁止」に接触する可能性があるが、土地開発公社は、「公有地の拡大に関する法律」第17条第2項第2号により、用地取得事務が認められている。よって、当該業務が遂行できるのは土地開発公社以外にはない。	第167条の2 第1項第2号
36	長崎振興局	建設部 都市計画課	H21.9.17	21重幹15-8 浦上川線高架橋建設工事(仮設物撤去工)	4,587,450	長崎市緑町7-17 株式会社 大川建設工業 長崎本店 本部長 真崎 徳尋	平成19年度浦上川線高架橋建設工事(下部工P11~P12)(工期:平成19年10月5日~平成21年6月30日、施工者:大川・三和JV)において設置した枝橋の仮設物は、当該工事完了後も上部工架設工事で引き続き使用している。土木工事積算資料(平成20年度版 長崎県土木部)によると、存置した仮設物の積算については、原則として仮設物を設置した請負業者との随意契約により行うものとしており、仮設物を設置した大川・三和JVの代表者である㈱大川建設工業と撤去に関する随意契約を行うこととなる。	第167条の2 第1項第2号
37	長崎振興局	建設部 都市計画課	H21.10.9	21都自1-1 浦上川線電線共同溝設置工事(電力系管路)	11,283,645	長崎市城山町3-19 九州電力 株式会社 長崎支店 執行役員長崎支店長 中川 正裕	本工事は新電線類地中化計画により電線共同溝を整備している区間であり、利用者個々への電線管路の布設のうち官地部を施工するものである。(官地部は電線管理者が施工する。)新電線類地中化計画においては、引込管路は官地部・民地部一体の工事であるため、施工管理および路面の掘り返しを極力減らす目的から官地部の工事を電線管理者に委託契約できることとなっている。(電線共同溝マニュアル)そのため、長崎県土木部道路維持課が、平成13年3月に、電線管理者である、九州電力(株)長崎支店と基本協定を結び引込管路工事の施工を委託している。同様に長崎振興局においても、平成19年度は、基本協定書第5条に基づき電線管理者に施工を委託している。	第167条の2 第1項第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
38	長崎振興局	建設部 都市計画課	H21.10.9	21都自1-2 浦上川線電線共同溝設置工事(通信系管 路)	8,047,200	福岡市博多区東比恵2丁目3-7 エヌ・ティ・ティ・インフラネット 株式会 社 九州支店 支店長 今村 淳一	本工事は新電線類地中化計画により電線共同溝を整備している区間であり、利 用者個々への電線管路の布設のうち官地部を施工するものである。(官地部は 電線管理者が施工する。)新電線類地中化計画においては、引込管路は官地 部・民地部一体の工事であるため、施工管理および路面の掘り返しを極力減ら す目的から官地部の工事を電線管理者に委託契約できていることとなっている。(電 線共同溝マニュアル)そのため、長崎県土木部道路維持課が、平成13年3月 に、電線管理者である、九州電力㈱長崎支店と基本協定を結び引込管路工事 の施工を委託している。同様に長崎振興局においても、平成19年度は、基本協 定書第5条に基づき電線管理者に施工を委託している。	第167条の2 第1項第2号
39	長崎振興局	建設部 都市計画課	H21.11.5	21長振長5-2 高田・道ノ尾間高田小学校線跨線橋新 設に伴う歩道橋撤去工事	12,131,000	長崎市尾上町1-89 九州旅客鉄道株式会社 長崎支社長 水野 正幸	本工事は、高田南土地区画整理事業による都市計画道路工高田線及び高田 小学校の道路改築・橋梁整備に伴い既設歩道橋の撤去を行うものである。 既設歩道橋はJR長崎本線(旧線)を跨いでおり、歩道橋撤去は鉄道の上空作 業や隣接作業となるため、鉄道施設内への立入・列車の運行管理や保線の 調整が不可欠であり、鉄道事業者であるJR九州でしか工事実施が不可能で あり、工事協定により委託するものである。	第167条の2 第1項第2号
40	長崎振興局	建設部 長与都市開発事業所	H21.6.1	高田南土地区画整理事業に伴う水道管 布設工事	12,610,500	西彼杵郡嬉里郷659-1 長与町長 葉山 友昭	本工事は、土地区画整理法第2条第2項に基づき、区画整理事業の費 用負担により、上水道の新設を行うものである。完成後の維持管理 は、水道法により水道事業の認可を受けている水道事業者(長与町) が行うことになるのと同時に、工事は水道事業者(長与町)の技術的な監 督により施工しなければならないため、水道事業者(長与町)へ工事の 委託を行うものである。	第167条の2 第1項第2号
41	長崎振興局	建設部 長与都市開発事業所	H21.12.17	高田南13街区水道管布設工事委託	13,752,900	西彼杵郡嬉里郷659-1 長与町長 葉山 友昭	本工事は、土地区画整理法第2条第2項に基づき、区画整理事業の費 用負担により、上水道の新設を行うものである。完成後の維持管理 は、水道法により水道事業の認可を受けている水道事業者(長与町) が行うことになるのと同時に、工事は水道事業者(長与町)の技術的な監 督により施工しなければならないため、水道事業者(長与町)へ工事の 委託を行うものである。	第167条の2 第1項第2号
42	長崎振興局	建設部 都市計画課	H22.3.29	21都起5-36 浦上川線街路改築工事(仮設物賃料)	4,767,000	長崎市魚の町2-6 株式会社 萩原組 長崎支店 支店長 辻本 玲	平成21年度浦上川線高架橋建設工事(元船町仮設道路)(工期:平成21年2 月2日～平成21年10月31日、施工者:株式会社 萩原組)において設置した 仮設道路の仮設物は、当該工事完了後もみなと橋架け替え工事にかかる期間 中、仮設道路として引き続き供用する。そのため上記工事により賃料契約で設 置した仮設物については、工事後の賃料についても支払う必要がある。土木工 事積算資料(平成20年度版 長崎県土木部)によると、存置した仮設物の積算 については、原則として仮設物を設置した請負業者との随意契約により行うもの としており、仮設物を設置した株式会社 萩原組と賃料に関する随意契約を行う こととなる。	第167条の2第1項 第2号
43	長崎振興局	建設部	H21.5.11	平成21年度設計積算・工事管理業務委託	25,029,900	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研究センター 理事長 城下 伸生	当該業務を実施するには、公共工事における品質確保、施工体制、関係法令、 施工経験及び長崎県の土木行政に精通している必要がある。(財)長崎県建設 技術研究センターは、公共工事の現場経験20年以上の経験豊富な技術者を 要し、平成7年度より県発注工事の設計積算及び工事管理業務を受託しており 関係法令及び長崎県行政にも精通している。また、県が設立した財団法人であ ることから行政代行機関として信頼がかけ、業務の公平性・中立性が保持でき る。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
44	長崎振興局	建設部	H21.5.11	平成21年度施工体制点検業務委託	3,183,600	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研究センター 理事長 城下 伸生	当該業務を実施するには、公共工事における品質確保、施工体制、関係法令、施工経験及び長崎県の土木行政に精通している必要がある。(財)長崎県建設技術研究センターは、公共工事の現場経験20年以上の経験豊富な技術者を要し、平成15年度より民間企業経験者4名を採用し公共工事の品質の確保と受注者の施工体制に関し極めて精通している。また、県が設立した財団法人であることから行政代行機関として信頼がおけ、業務の公平性・中立性が保持できる。	第167条の2 第1項 第2号
45	長崎振興局	建設部	H21.8.31	平成21年度設計積算・工事管理業務委託 (第2回)	2,214,450	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研究センター 理事長 城下 伸生	当該業務を実施するには、公共工事における品質確保、施工体制、関係法令、施工経験及び長崎県の土木行政に精通している必要がある。(財)長崎県建設技術研究センターは、公共工事の現場経験20年以上の経験豊富な技術者を要し、平成7年度より県発注工事の設計積算及び工事管理業務を受託しており関係法令及び長崎県行政にも精通している。また、県が設立した財団法人であることから行政代行機関として信頼がおけ、業務の公平性・中立性が保持できる。	第167条の2 第1項 第2号
46	長崎振興局	建設部	H21.10.7	平成21年度設計積算・工事管理業務委託 (第3回)	3,752,700	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研究センター 理事長 城下 伸生	当該業務を実施するには、公共工事における品質確保、施工体制、関係法令、施工経験及び長崎県の土木行政に精通している必要がある。(財)長崎県建設技術研究センターは、公共工事の現場経験20年以上の経験豊富な技術者を要し、平成6年度より県発注工事の設計積算及び工事管理業務を受託しており関係法令及び長崎県行政にも精通している。また、県が設立した財団法人であることから行政代行機関として信頼がおけ、業務の公平性・中立性が保持できる。	第167条の2 第1項 第2号
47	長崎振興局	建設部	H21.10.13	平成21年度設計積算・工事管理業務委託 (第4回)	1,031,100	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研究センター 理事長 城下 伸生	当該業務を実施するには、公共工事における品質確保、施工体制、関係法令、施工経験及び長崎県の土木行政に精通している必要がある。(財)長崎県建設技術研究センターは、公共工事の現場経験20年以上の経験豊富な技術者を要し、平成6年度より県発注工事の設計積算及び工事管理業務を受託しており関係法令及び長崎県行政にも精通している。また、県が設立した財団法人であることから行政代行機関として信頼がおけ、業務の公平性・中立性が保持できる。	第167条の2 第1項 第2号
48	長崎振興局	建設部	H22.1.25	平成21年度設計積算・工事管理業務委託 (第5回)	1,031,100	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研究センター 理事長 城下 伸生	当該業務を実施するには、公共工事における品質確保、施工体制、関係法令、施工経験及び長崎県の土木行政に精通している必要がある。(財)長崎県建設技術研究センターは、公共工事の現場経験20年以上の経験豊富な技術者を要し、平成6年度より県発注工事の設計積算及び工事管理業務を受託しており関係法令及び長崎県行政にも精通している。また、県が設立した財団法人であることから行政代行機関として信頼がおけ、業務の公平性・中立性が保持できる。	第167条の2 第1項 第2号
49	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 港営課	H21.4.1	長崎漁港丸尾町地区漁港施設管理業務委託	1,032,885	長崎市旭町27-26 株式会社シーマン商会 代表取締役 山下 善治	丸尾町地区漁港施設の管理については、同地区内に当所監視員詰所がなく職員による迅速な対応が困難であるため管理業務の一部を委託している。(株)シーマン商会は、地域の事情や船舶関係の管理に精通し、且つ、区域内にある長崎市の宿泊施設の管理者として24時間体制で管理を行っており、事故等が発生した場合に即時対応が可能である。 地域事情、当該業務に精通し且つ24時間体制で管理を行える委託先は他に見当たらないため、1者随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
50	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 港営課	H21.4.1	長崎港内及び長崎漁港(三重地区)内海面 清掃作業委託	27,117,300	長崎市国分町3-30 長崎清掃協議会 会長 金子 叔司	港湾関係官署と関係事業所を中心に海面清掃を行う任意団体として設立された長崎清掃協議会は、公益的な団体であり、一般企業のような利潤を追求しないため、比較的安価な価格での委託が可能であるため、1者随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
51	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 港営課	H21.4.1	松ヶ枝・元船地区港湾施設清掃業務委託	1,375,500	長崎市岡町2-13 社団法人長崎市シルバー人材センター 理事長 古賀 研二	(社)長崎市シルバー人材センターは公益法人であり、また「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」により、国や地方公共団体はこのような団体を育成することが求められているため、右記条項により、1者随意契約とした。	第167条の2 第1項 第3号
52	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 港営課	H21.4.1	長崎出島ハーバー管理委託	6,048,000	長崎市福田本町1892 長崎サンセットマリーナ株式会社 代表取締役社長 松尾 哲郎	当該施設は定期旅客船が頻繁に航行する区域であり、入出港管理や離岸時の誘導等の安全確保について高度な専門的能力を必要とする。長崎サンセットマリーナ(株)は、長崎県及び長崎市が出資して設立した第3セクターによる会社であり、当該業務について不足のない能力を有し、また公共性の担保という観点からも極めて高い信頼性を備えているため、1者随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
53	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 港営課	H21.4.1	長崎港福田地区港湾施設管理委託	18,011,700	長崎市福田本町1892 長崎サンセットマリーナ株式会社 代表取締役社長 松尾 哲郎	長崎サンセットマリーナ(株)は当該施設の前所有者であるため管理実績があり、現在も当該施設内で営業を行っているため、他社よりきめ細かくて迅速な対応が可能であることから、1者随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
54	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 港営課	H21.4.1	長崎港福田地区港湾施設(マリンハウス)管理委託	5,039,974	長崎市福田本町1892 長崎サンセットマリーナ株式会社 代表取締役社長 松尾 哲郎	長崎サンセットマリーナ(株)は当該施設の前所有者として管理実績があり、現在も当該施設内で営業を行っている。また他社よりきめ細かくて迅速な対応が可能であり、他に同様の者が見あたらないため1者随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
55	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 港営課	H21.4.1	長崎県営常盤駐車場(南側)機器管理業務委託	1,005,129	福岡県福岡市博多区住吉1-2-25 アマナシステムサービス(株)福岡支店 支店長 加倉 広治	当該駐車場はNTT回線を使用した機械警備が出来ない場所であるが、アマナシステムサービス(株)はPHSを使用した機械警備を行うことができ、かつ非常・緊急時にも即時に対応できる体制がとれているため1者随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
56	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 港営課	H21.4.1	長崎港小ヶ倉柳ふ頭荷役機械管理運営業務委託	7,679,700	長崎市出島町2-16 長崎港コンテナ・ミナル運営協会 会長 金子 叔司	柳ふ頭はコンテナ荷を扱っており、安全性の確保のためには荷役機械の特殊性や運転業務の技術力など機械及び現場の状況に精通する必要がある。当協会はこれまでこれらの業務に携わっており、不測の緊急対応が万全であり、他に同様の者が見あたらないため1者随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
57	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 港営課	H21.4.1	長崎港小ヶ倉柳埠頭 警備業務委託 単価契約	昼間 @1,300 夜間 @1,500 深夜 @1,800	長崎市宝町12-2 (株)星光 代表取締役 城 健次	本業務は、隣接する小ヶ倉柳西・南埠頭の常時警備を行う者が一体的に警備を行うことで最も効率的かつ安価にその目的を達成できるため、指名競争入札により小ヶ倉柳西・南埠頭警備業務委託の請負者となった(株)星光と1者随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
58	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 漁港課	H21.5.1	平成21年度施工体制点検業務委託	1,808,100	大村市池田2-1311-3 長崎県建設技術研究センター 理事長 城下 伸生	工事中及び完成時の施工体制等確認業務を適切に且つ円滑に行うことができる者が、県職員以外でほかに見当たらないため1者随契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
59	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 漁港課	H21.5.1	平成21年度施工事監督業務委託	11,235,000	大村市池田2-1311-3 長崎県建設技術研究センター 理事長 城下 伸生	工事管理及び工事品質の確保を図るための適切な工事監督を行うことができる者が、県職員以外でほかに見当たらないため1者随契約とした。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
60	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 漁港課	H21.5.11	長崎漁港鳴鼓トンネル換気設備点検整備業務 委託	8,715,000	長崎市川口町10-2 協和機電工業株式会社 代表取締役 坂井 俊之	ジェットファンの保守点検及び整備について、各種計測機器及び点検整備工場を有し、且つ、不測の事態に即対応できる経験と高度の技術力を有している県内の業者は協和機電工業(株)しかいないため、1者随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
61	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 漁港課	H21.5.18	長崎地区広域漁港整備工事(設計積算 業務委託)	2,198,700	大村市池田2-1311-3 長崎県建設技術研究会 理事長 城下 伸生	設計積算業務は、予定価格の元になる業務で情報管理(漏洩防止)を要し、民間への発注が適さないものであることから、県職員以外でほかに見当たらないため1者随契とした。	第167条の2 第1項 第2号
62	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 漁港課	H21.6.3	長崎漁港鳴鼓トンネル内装板清掃委託	1,207,500	大村市寿古町752-1 建設サービス株式会社長崎営業所 所長 南 義則	業務に使用するトンネル清掃車を国土交通省佐賀国道事務所から借用することとしているが、その車両を使用した経験と実績を有する業者が、県内業者としては建設サービス(株)長崎営業所の他に見当たらないため、1者随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
63	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 港湾課	H21.7.3	長崎港県単調査(内港地区)	33,810,000	北九州市門司区港町7-98 社団法人西部海難防止協会 会長 濱嶋 吉治	大型客船クイーン・メリー2(15万総トン)が長崎への入港を希望しているが、同船は長崎港の港湾計画上の能力を上まわっている。今回の寄港要望を万全の安全対策をもって受け入れるためには、第三者委員による航行安全検討委員会を開催し、十分な安全対策を策定する必要がある。検討に当たっては、船舶の航行検討に精通し、且つ、専門的知識が必要となるが、同種のノウハウやデータを蓄積、活用しているのは九州・山口地域では唯一、財団法人西部海難防止協会 しかいないため1者随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
64	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 港湾課	H21.10.28	長崎港松が枝国際観光船埠頭整備工事(自 治体管路工事委託)	2,879,576	長崎市城山町3-19 九州電力(株)長崎営業所 所長 井上 暢忠	本工事は新国際ターミナルビル(仮称)の建設において、ターミナルビルへの引き込み管の埋設、及び駐車場整備に伴う旧ロマン長崎会館の解体において、分岐ハンドホールの新設を行うものである。引込管路は、管地部・民地部一体の工事であるため、長崎県と電線管理者との間で「自治体管路方式に関する細目協定書」を締結している。この細目協定書に従い九州電力(株)長崎営業所長と個別協定を締結し委託するものである。	第167条の2 第1項 第2号
65	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 港湾課	H21.12.3	長崎港松が枝国際ターミナルビル竣工式典 業務委託	6,999,300	長崎市桜町8-24 (株)ブラネット 代表取締役社長 納富 司	本業務にかかる技術提案書の審査の結果、審査会において選定された業者であるため。(公募型プロポーザル方式)	第167条の2 第1項 第2号
66	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 港湾課	H21.12.18	長崎港松が枝国際観光船埠頭整備工事(自 治体管路工事委託その2)	1,099,350	福岡市博多区恵比須2-3-7 NTTインフラネット(株)九州支店 支店長 今村 淳一	本工事は新国際ターミナルビル(仮称)の建設において、NTT回線及びNCM回線の新規申し込みに伴いターミナルビルへの引き込み管を新設するものである。引込管路は、管地部・民地部一体の工事であるため、長崎県と電線管理者との間で「自治体管路方式に関する基本協定書」を締結している。この協定書に従いNTTインフラネット(株)九州支店と個別協定を締結し委託するものである。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
67	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 港湾課	H22.1.22	長崎港松が枝国際観光船埠頭整備工事(小 補石舗装)	4,515,000	長崎市平和町5-19 株長崎中央建設 代表取締役 西山 潤一郎	<p>松が枝国際観光船埠頭整備に伴い、既存係船柱を撤去し芝生を整備する予定であったが、港湾利用者から既存係船柱は継続して使用するため存続させるよう要請があり、検討の結果、急遽係船柱を残すこととなった。工法的に基礎コンクリート上に芝生を整備した場合芝生を傷めてしまうため、また、周辺の緑地計画デザインを配慮し、本工事において小舗石舗装を整備するものである。</p> <p>当工事箇所周辺では、別途発注である「20線長港環第1-6号 長崎港環境整備工事」において柵や側溝嵩上げ等の工事を行っており、当工事と出会工場となり分割した施工が困難であるため、別途発注工事の請負者である株式会社長崎中央建設と随意契約して履行させることとした。</p> <p>なお、随意契約することにより諸経費を合算するため、設計金額が783千円余り減額となる。</p>	第167条の2 第1項 第2号